

| | |
|-------------------|--------------------|
| 氏名 (法人にあつては名称) | 株式会社新出光 |
| 住所 | 福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号 |

| | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 自社等発電所(*1)の有無 | 無 | | |
| 電気事業の概要 | <p>2015年2月より、50kW以上の高圧電力で電力供給を受ける法人向けに電力を販売しており、2018年3月末時点で特別高圧・高圧で約3,000件、低圧で約16,000件の需要家に対し電気を供給しています。</p> <p>2018年2月からは東北電力管内への供給も開始致しました。</p> <p>2020年3月からは北陸電力管内への供給も開始致しました。</p> <p>〈供給エリア〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高圧電力 東北電力管内・東京電力管内・中部電力管内・北陸電力管内 関西電力管内・中国電力管内・九州電力管内 ○低圧電力 九州電力管内 | | |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出状況 | 年 度 | 実二酸化炭素排出量 | 把握率 |
| | 前年度実績 (2020年度) | 607 (千t-CO ₂) | 100.00 (%) |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出量の抑制に関する措置の実施状況 | 年 度 | 実排出係数(*2) | 調整後排出係数(*3) |
| | 前年度目標 (2020年度) | 0.467 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.400 (kg-CO ₂ /kWh) |
| | 前年度実績 (2020年度) | 0.481 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.465 (kg-CO ₂ /kWh) |
| | (措置の実施状況) | | |
| 非化石証書を購入し排出係数を軽減した | | | |

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 実排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(実二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、実二酸化炭素排出量から償却前移転した京都メカニズムクレジット等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

| | | | |
|--|--|------------------|------------------|
| 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況 | 自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| | 年 度 | 再生可能エネルギー発電量(*4) | 再生可能エネルギー導入率(*5) |
| | 前年度目標 (2020年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | 前年度実績 (2020年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | (措置の実施状況) | | |
| 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況 | 調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| | 年 度 | 環境価値の確保量(*6) | 環境価値の確保率(*7) |
| | 前年度目標 (2020年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | 前年度実績 (2020年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | (措置の実施状況) | | |
| 電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | 検討中です。 | | |
| | 火力発電所は保持していない。 | | |
| 本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・需要家へWEB上での電気使用量の提供。 ・需要家へ最大需要電力が設定値を超えた場合にメールで通知する。 ・需要家へのEMSによる省エネ提案 | | |
| その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況 | 特に実施していない | | |

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。